

とうかい

子育て総合

ガイドブック

はぐ♡くみ



令和5年度
東海村

●これからお子様が産まれる方へのお願い●

この「とうかい子育て総合ガイドブック」は、赤ちゃん全戸訪問（P12）の際に、村のサービスなどの説明で使用いたしますので、紛失されないようお願いいたします。

もくじ

★妊娠★ 1

- 妊娠届 ----- 1
- 妊婦・産婦健康診査 ----- 1
- 出産・子育て応援ギフト支給 ----- 2・3
- ハローベビースクール（両親学級） - 4
- 産前・産後ヘルプサポート（ホームヘルプ） -- 5
- 産後ママあんしんケア（産後ケア） - 5
- 妊産婦の医療福祉費支給制度 ----- 6
- いばらき身障者等用駐車場利用証制度 - 7
- いばらき Kids Club カード ----- 8

★出産★ 9

- 出生届 ----- 9
- 出生連絡票と低体重児の届出 ----- 9
- 新生児聴覚検査費用助成 ----- 10
- 子育てママ応援（子育て支援グッズの贈呈） 10
- 出産育児一時金 ----- 11
- 出生時の健康保険への加入手続き ----- 11
- 養育医療給付制度 ----- 11
- 赤ちゃん全戸訪問 ----- 12
- 母子健康相談 ----- 12
- 児童手当 ----- 13
- 乳幼児健康診査 ----- 14
- 赤ちゃん教室 ----- 14
- 歯ッピー離乳食教室 ----- 14
- 予防接種 ----- 15・16

★医療★ 17

- 休日診療 ----- 17
- 不妊治療・不育症治療費助成 ----- 17
- 小児の医療福祉費支給制度 ----- 18

★預ける★ 19

- 保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業の入所申し込み ----- 19
- 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園申し込み ----- 20
- ファミリー・サポート・センター「すくすく」 ----- 20
- 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）預かり保育 ----- 21
- 認可外保育施設保育料補助事業 ----- 21
- 一時預かり事業 ----- 22
- 病児保育事業 ----- 23
- 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化） ----- 24
- 多生児等育児支援事業 ----- 25
- 学童クラブ（放課後児童クラブ） ----- 25
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設一覧 ----- 26

★子育て支援★ 27

- 地域子育て支援拠点事業 ----- 27
- BPプログラム（親子の絆づくりプログラム） -----28
- 母と子のサロン ----- 29 ●ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！ --29

★学校★ 30

- 転出・転入するとき ----- 30 ●指定学校の変更 -----30
- 区域外就学 ----- 31 ●小規模特認校制度 -----31
- 就学援助制度 ----- 31 ●特別支援教育就学奨励事業 -----31
- 東海村奨学金制度 ----- 32 ●東海村通学路交通安全プログラム -----32

★ひとり親家庭★ 33

- 児童扶養手当 ----- 33 ●母子・父子家庭家賃助成事業 -----34
- 遺児福祉手当 ----- 34 ●ひとり親家庭の医療福祉費支給制度 ---35

★障がいのあるお子さんへの支援★ 36

- 障がいのある方の医療福祉費支給制度 36 ●手帳の交付 -----37
- 障害者手帳による割引制度 ----- 37 ●障がいのあるお子さんへの手当 -----38
- 自立支援医療 ----- 38 ●その他のサポート -----39

★お出かけ・イベント★ 40

- 公園 ----- 40 ●青少年健全育成事業 -----41
- 図書館 ----- -----42

★相談★ 43

- 子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」 -----43
- 育児支援・相談 ----- 43
- 母子保健推進員 ----- 44 ●民生委員・児童委員 -----44
- 子ども発達支援センター -----45

★村内地図★ 46

★索引★ 47

妊娠から出産後の子育てスケジュール

妊娠届出

(総合福祉センター「絆」内 保健センター)

- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦健康診査受診票の交付
- 医療福祉費制度の手続き(役場1階保険課)

妊娠中のサービス

- 妊婦健康診査 14回
- ハローベビースクール
- 妊娠後期電話連絡(妊娠8か月頃)
- 出産応援ギフト申請
- 産前・産後ヘルプサポート
- 7か月アンケート

出 産

- ・出生の届出(役場1階住民課)
- ・出生連絡票(はがき)
- ※低体重児出生届出(該当者のみ)を含む
- ・医療福祉費制度の手続き(役場1階保険課)
- ・児童手当の手続き(役場4階子育て支援課)

産後2週間

新生児聴覚検査費用助成

産後ママあんしんケア

産後1か月

産婦健康診査(1回目)

乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん全戸訪問)
4か月未満のお子さんがある家庭に、助産師が訪問し、体重測定や育児相談を行います。
(無料)

1~2か月

産婦健康診査(2回目)

※お子様の1か月健康診査は有料

●子育て応援ギフト申請

予防接種予診票

乳児一般健康診査受診票が自宅に届く

2~3か月

赤ちゃん教室

母子健康相談

妊産婦さんの相談や、生後1か月~就学前のお子さんの身体測定・育児相談を毎月1回実施しています。

3~6か月

乳児一般健康診査(第1回)

5か月

乳児健康診査

※ブックスタート(絵本のプレゼント)

6~7か月頃

歯ッピー離乳食教室教

9~11か月

乳児一般健康診査(第2回)

1歳

1歳6か月児健康診査

2歳

2歳6か月児歯科健診

3歳

3歳児健康診査

すくすくランド

2歳児を対象に発達相談を実施しています。

ひよこ相談・おやこ個別相談

個別に発達相談を実施しています。

子育て応援ポータルサイト・アプリ「のびのび子育て帳」公開！

「のびのび子育て帳」とは…

東海村の公式ポータルサイトとアプリです。新しい子育て支援ツールとして、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない情報を集約・提供することにより、パソコンやスマホを使っての情報検索・閲覧がスムーズに行えるようになりました。子どもが伸び伸びと成長する子育てを応援する手帳風のサイト構成となっていますので、ぜひご覧ください!!

ポータルサイト

URL…<http://www.tokai-kosodate.jp>

サブページ

●トップページ



アプリケーション

「Google Play」「App Store」から「のびのび子育て」で検索してダウンロード

アプリならではの機能は…

① イベント等を一斉案内するプッシュ機能

・子育てに関するイベントや予防接種・健康診断等について、アプリで一斉案内するプッシュ機能を付加。

② 日々の育児記録ができる成長記録簿

・メモの登録機能により、育児日記や成長記録、健康診断の実施結果を記録。

★お子さんの登録

名前（ニックネーム）・生年月日・性別・写真を入力



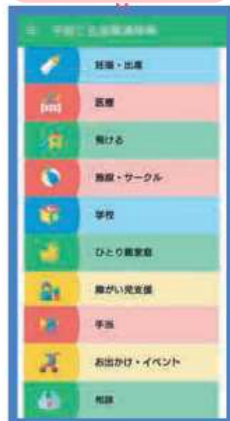
★成長記録簿

育児日記・成長記録・健康診断の実施結果等を記録



★子育て支援関連情報

キーワードから調べたい情報を検索



★カレンダー情報

日にちごとに、開催するイベント等を検索





妊娠

●妊娠届

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

産婦人科医から妊娠の確定診断を受けたら、保健センターに妊娠の届出をしてください。
母子健康手帳と一緒に、妊産婦健康診査受診票、はぐ♥くみサポートブック、副読本、
マタニティキーホルダー等をお渡しします。

※外国語版の母子健康手帳も用意しております。

受付時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※上記時間以外で受付を希望する方は、事前に
保健センターへご連絡ください。

持ち物

- 妊娠証明書（妊娠証明書がない場合は、
妊娠判定を受けた医療機関の領収書及
び診療明細書の原本）
- 妊婦本人のマイナンバーカードまたは
マイナンバー通知カード
- 東海村妊娠届出書
（※代理の方が届出をする場合に必要で
す。のびのび子育て帳ホームページから
ダウンロードして、記載してください。）

場所

保健センター内子育て世代包括支援センター
「はぐ♥くみ」

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにも
とても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、妊婦さん
には様々な苦勞があります。

マタニティマークは、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



●妊婦・産婦健康診査

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

母子健康手帳交付時に、妊婦・産婦健康診査受診票を交付します。

妊娠中に14回、産後に2回、県内の医療機関・助産所で健康診査を公費負担で受ける
ことができます。

※里帰り等で県外の医療機関を利用する際は、別途手続きが必要になりますので、必ず事前に保健セ
ンターまでご連絡ください。

● 出産・子育て応援ギフト支給

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

子育て支援課 ☎029-282-1711

令和5年4月1日から、全ての妊婦さんや低年齢期の子育て家庭に寄り添い、保健師の面談等を通して、安心して出産し子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体化した「東海村出産・子育て応援ギフト支給事業」を開始しました。

対象者

- ① 妊娠届出・母子健康手帳交付を受けた方
- ② 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出・母子健康手帳交付を受け、令和5年4月1日以降に出産した方
- ③ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生した方

ギフト受給の要件と受給時期

対象者①の方

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付時に保健師と対面による面談（保健センター）

【出産応援ギフト】
妊婦1人当たり5万円（こども商品券）
※保健センターまたは役場子育て支援課に申請書を提出してください。

2. 妊娠8か月頃にマイ保健師と対面面談 or 電話訪問（保健センター）
※妊娠7か月頃にアンケートを自宅へ送付します。対面による面談を希望しない方には、マイ保健師から電話で状況をお伺いします。

3. 出産後の赤ちゃん全戸訪問（保健センター）
助産師や保健師が家庭訪問します。

【子育て応援ギフト】
児童1人当たり10万円（こども商品券）
※国：5万円＋村独自：5万円
※赤ちゃん全戸訪問を受けた後に、保健センターまたは役場子育て支援課に申請書を提出してください。

対象者②の方

アンケートと「出産応援ギフト申請書」「子育て応援ギフト申請書」を自宅へ送付しますので、アンケートと「出産応援ギフト申請書」に必要事項を記載して返送してください。申請内容を審査した後に給付します。その後、出産後に赤ちゃん全戸訪問を受け、「子育て応援ギフト申請書」を提出してください。申請内容を審査した後に支給します。

対象者③の方

アンケートと「出産応援ギフト申請書」「子育て応援ギフト申請書」を自宅へ送付しますので、アンケートと申請書に必要事項を記載して返送してください。申請内容を審査した後に支給します。
※「子育て応援ギフト」は赤ちゃん全戸訪問を受けた後に申請してください。

申請及び問合せ先

- ギフトの申請書提出，経済的支援に関すること・・・子育て支援課（役場庁舎 4 階）
- 面談や相談・家庭訪問に関すること・・・健康増進課（保健センター）

※ギフトの申請書は，保健センターに提出することも可能ですが，ギフトの審査及び発送は，子育て支援課になります。

ギフト（こども商品券）について

全国で利用できる子育てに特化した便利な商品券です。
利用できる店舗の詳細は下記サイトからご覧ください。



加盟店マーク

このステッカーが目印です

<https://toycard.co.jp/>（こども商品券公式サイト）

その他（注意点）

- 転入の方は，転入前の市町村で出産・子育て応援ギフトを受給していない方が対象です。
- 丁寧な個別支援を実施するため，関係機関等との必要な情報共有・確認に同意していただいております。
- 妊娠届出後，流産・死産された方も出産応援ギフト支給の対象となります。面談は不要ですが，「出産応援ギフト申請書」の提出が必要となります。



●ハローベビースクール（両親学級）

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

妊娠、出産、子育ての知識について学んだり、普段、病院では聞けないちょっとした不安なことや色々な悩みを相談したりできる教室です。また、同じ地域でお友達作りができる場にもなっています。仲間や助産師・保健師とともに、楽しい時間を過ごしましょう。

対象者

村内に住所登録のある妊婦と家族の方

場所

保健センター（総合福祉センター「絆」内）

申込み

村ホームページ「のびのび子育て帳」から申込み期間内にお申込み下さい。

※1回目は事前予約制で託児を利用いただけます（無料）。

持ち物

【毎回】

母子健康手帳、筆記用具、

副読本（母子健康手帳交付時に配布）

【2回目】

エプロン（沐浴実習時使用）、ハンドタオル

開催日

	1回目	2回目	申込み期間
令和5年5月	12日（金）	13日（土）	4/10～4/27
7月	28日（金）	29日（土）	6/10～7/13
9月	8日（金）	9日（土）	8/10～8/31
11月	10日（金）	11日（土）	10/10～11/1
令和6年1月	12日（金）	13日（土）	12/10～1/4
3月	8日（金）	9日（土）	2/10～2/29



内容

第1回

受付 9:00～9:15

時間 9:15～11:15

●助産師のお話&フリートーク

「妊娠中から出産の生活をイメージできるように！」

「助産師さんを交えてみんなで話そう！」

～いま気になること、これからのこと～

●管理栄養士のお話

「元気な体で元気な赤ちゃん！」

～知っておきたい栄養の話～

●歯科保健のお話

第2回

受付 9:00～9:15

時間 9:15～11:45

●助産師のお話

「夫婦で産後の生活をイメージしよう！」

「退院から役立つ赤ちゃんの成長を知ろう！」

●DVD 視聴

「赤ちゃんの泣きの特徴を知ろう！」

●沐浴のデモンストレーション&実習

「沐浴練習&パパの妊婦体験」

●保健師からのお話

「産前・産後に役立つサービスの紹介」

●産前・産後ヘルプサポート（ホームヘルプ）

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

産前・産後の体調不良のために家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭に、必要に応じてホームヘルパーを派遣します。利用にあたっては、申請が必要です。

申込先 保健センター

対象者

- 村内に住所登録のある方
- 妊娠中または産後 16 週以内にある方で、体調不良等のため家事または育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に同居の親族その他の人が家事または育児を行うことができない方
→60 時間を限度
- 多胎で産後 1 年以内にある方
→80 時間を限度

サービス内容

- 家事に関すること
- 育児に関すること

※ホームヘルパーは、直接赤ちゃんに触れることはできません。

利用時間・料金

年末年始を除く午前 8 時～午後 6 時まで
（1 回の利用時間は、1 時間以上 4 時間まで）

料金は、1 時間当たり 1,300 円で利用できます。

※詳細は保健センターにお問い合わせください。

●産後ママあんしんケア（産後ケア）

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

出産後に家族等から援助が受けられず、心身の不調および育児不安等がある方は、必要に応じて医療機関等における産後ケアを受けることができます。利用にあたっては、申請書の提出が必要です。

申込先 保健センター

対象者

村内に住所登録のある出産後 3 か月未満の子とお母さんで下記要件を満たす方

- 産後に家族等の援助が受けられず、心身の不調および育児不安等が認められる方
- 医療機関への入院を要しない方

利用時間・料金

利用料金は、基本額 2 割が自己負担となります。
（村が基本額の 8 割を負担します。）

※下記の金額は自己負担額です。詳細は保健センターにお問い合わせください。

医療機関

●宿泊型：午前 9 時～翌日の午後 5 時
基本額 7,200 円～（1 泊 2 日の場合）

●通所型：3,600 円～（1 日の場合）

助産院

●宿泊型：午前 10 時～翌日の午後 4 時
基本額 14,000 円（1 泊 2 日の場合）

●通所型：午前 10 時～午後 4 時
基本額 6,000 円（1 日の場合）

サービス内容

医療機関等において、宿泊または通所で、母体の回復および母体のケアならびに乳児のケア、育児に関する指導、相談を受けることができます。

●妊産婦の医療福祉費支給制度

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

健康保険（医療保険）で産婦人科にかかった自己負担分の費用の一部を公費（茨城県）で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。茨城県の設定する所得制限額を超えた場合には、東海村独自の医療福祉費支給制度で、通称「マル特」が適用されます。

対象者

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で健康保険に加入している方

助成対象期間

妊娠の届出のあった月の初日から出産（流産・死産含む）のあった月の翌月末日まで

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座の分かるもの
（通帳、キャッシュカード等）
- 母子健康手帳
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 流産または死産したとき

マル福・マル特の自己負担金について

妊産婦マル福の受給者証は、原則として茨城県内の産婦人科のみでお使いいただくものです。ただし、産婦人科医が妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要と認めたとき（産婦人科医の紹介状等が必要）には受給者証を使って、産婦人科以外の医療機関を受診できます。

●外来自己負担金

（1つの医療機関で、1日600円までを月2回が上限）

●入院自己負担金

（1つの医療機関で、1日300円。月3,000円が上限）

マル特当該の方は、受給者証が発行されませんので、健康保険証の自己負担割合でお支払いいただき、後日、役場保険課にて払い戻しの申請をしてください。（下記参照）

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、診療日の翌月以降に、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、保険課まで申請をしてください。

●マル福該当の方の外来自己負担金のうち

1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと、医療機関ごと）

- 入院自己負担金および食事療養標準負担額
- マル特の方の一部負担金
- 産婦人科以外の医療費
- 県外で受診した医療費

● いばらき身障者等用駐車場利用証制度

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

ショッピングセンターや公共施設等にある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者および妊産婦の方などの申し出により、利用証を発行する制度です。

妊産婦さんの場合、母子健康手帳を交付された方で、妊娠 24 週（7 か月）～産後 6 か月の方が対象です。

申請・交付・返却

妊産婦の方は、保健センターで手続きしてください。

※身体障害者手帳をお持ちの方や妊産婦以外の方で利用証交付が該当になる方は、総合相談支援課へお問い合わせください。

その他

- 茨城県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。
- 利用証は、身障者等用駐車場を利用できることを示すものですが、利用の保証がなされるわけではありません。



●いばらき Kids Club カード

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

県内外協賛店舗や施設で、料金割引やポイントサービスを受けることができます。
平成 28 年 4 月から全国の協賛店舗での利用が可能になりました（全国共通ロゴマークのある新カードとの交換が必要です）。

対象者

東海村内に居住する妊娠中の方および 18 歳以下の児童がいる家庭で、児童の母・父・養親・児童福祉施設長。

※第三者への譲渡や貸与はできません。



申請方法

申請先 子育て支援課又は保健センター
破損・紛失した場合は窓口で再交付申請をしてください。

母子健康手帳、健康保険証等、お子さんの年齢が確認できる書類をご持参ください。

Kids Club カードの裏面が未記入の場合、カードを使用することはできません。
有効期限が切れたカードを使用することはできません。

各都道府県の対象条件や協賛店舗・施設情報は、こちらからご確認ください。



(いばらき kids club HP)



出産

●新生児聴覚検査費用助成

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

先天性聴覚障がい早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象に、新生児聴覚検査費用の助成を実施します。

対象者

村内に住所登録のある新生児

検査内容

自動 ABR（自動聴性脳幹反応検査）または OAR（耳音響放射検査）

助成内容

初回検査 1 回と確認検査 1 回

※確認検査は必要時のみ

受診方法

母子健康手帳交付時にお渡しする「妊婦・産婦健康診査受診票つづり」にある「新生児聴覚検査受診票」を出産した医療機関等に提出してください。

※県外の医療機関等で受診する場合は、受診する前に保健センターへご連絡ください。

●子育てママ応援（子育て支援グッズの贈呈）

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

子育て中のママが外出しやすい環境づくりのため、子育て支援グッズ（授乳服、下着など）を贈呈します。

申請方法

「妊婦・産婦健康診査受診票つづり」にある「東海村子育て支援用品給付申請書」にご記入の上、以下の方法で申請ください。

- ① 保健センターに来所（平日）または郵送で提出する。
- ② 出生届の際に提出する（住民課に平日に出生届をされる場合のみ）。

※平日の窓口時間：8 時 30 分～17 時 15 分まで

- 申請書を提出すると、カタログを配布または郵送いたします。添付のはがきで商品を申し込みます。
- 申し込みをした子育て支援グッズがご自宅に届きます。

対象者

村内に住所登録のある乳児を子育て中の方（村内在住）



●出産育児一時金

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

東海村の国民健康保険に加入されている方が出産したときに、新生児おひとりにつき 50 万円（産科医療補償制度対象外の出産は 48 万 8 千円）が支給されます（ただし、他の健康保険からの給付が受けられる場合を除きます）。また、妊娠 12 週（85 日）以降であれば、死産・流産であっても支給されます（医師の証明が必要）。

申請が必要な場合

- 直接支払い制度を利用しない場合
- 出産費用が 50 万円（産科医療補償制度対象外の出産は 48 万 8 千円）未満の場合



申請方法

必要なもの

- 印鑑
- 世帯主の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 国民健康保険被保険者証
- 領収書・明細書
- 直接支払制度に関する合意文書

●出生時の健康保険への加入手続き

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

東海村の国民健康保険に加入する場合には、保険課で手続きをしてください。
東海村の国民健康保険以外の健康保険に加入する場合には職場等で手続きをしてください。

●養育医療給付制度

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関に入院した乳児に対して、諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を公費負担する制度です。乳児が入院中に申請してください。

対象者

- 東海村に居住する乳児で、入院が必要と医師が認めた次のいずれかに該当する方
- 生まれた時の体重が 2,000 g 以下
 - 生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温 34 度以下、チアノーゼ、生後 24 時間以上排便がない、黄疸等の症状がある場合

期間

満 1 歳までの入院している期間



●赤ちゃん全戸訪問

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

赤ちゃんが健やかに成長し、安心して子育てを行えるよう、お子さんがお生まれになった方全員のご自宅に助産師や保健師が訪問し、身長・体重測定や育児相談を行います。

1か月程度を目安に助産師から連絡がありますが、早めの訪問を希望される方は、助産師へ直接連絡してください。生後4か月未満のお子さんが対象です。

◎「出産・子育て応援ギフト受給には必須となります。」

無料の訪問内容

体重測定、産後の指導、育児相談

有料の訪問内容

沐浴、乳房マッサージ、産褥ケア

助産師 連絡先

電話番号	
荻原 由紀	☎029-283-1754
戸部 万亀子	☎029-229-3541 ☎090-7724-4190
荒木 友紀子	☎050-3559-7293

※助産師の訪問日が決まりましたら、この「とうかい子育て総合ガイドブック」をご用意ください。村のサービスなどの説明で使用いたします。



●母子健康相談

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

保健師・助産師・管理栄養士などの専門職による無料の育児相談を毎月1回行います。お子さんの身長・体重の測定に加え、子育てや離乳食などについての相談、妊婦さんや産後のお母さんの健康相談ができます。お気軽にお越しください。

対象者

村内に住所登録のある妊産婦および
生後1か月から就学前の乳幼児

実施場所

保健センター
(総合福祉センター「絆」内)

実施時期

毎月1回

※日程は、健やかチャレンジ健康カレンダー、広報とうかい、のびのび子育て帳アプリをご覧ください。

受付場所

完全予約制

午前の部 9:00~11:30

午後の部 13:00~15:00

内容

身体計測、育児相談、離乳食等栄養相談

「計測のみ」
「計測・育児相談」
「計測・栄養相談」
のご利用は、
こちらのQRから
申込みいただけます。



●児童手当

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものです。

対象者

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方

★法改正により児童を養育している方の控除後の所得が以下表の②以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。(令和4年6月～)

	【児童手当】		【特例給付】	
	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

支給額

(1人当たり月額)			
児童手当	3歳未満		15,000円
	3歳以上 小学校修了前	第1子, 第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	中学生		10,000円
特例給付	※一律		5,000円

※子どもの数は18歳(18歳到達後最初の3月31日まで)以下の子どもを数えます。

支給日

原則、毎年6月、10月、2月の15日(15日が土・日・祝日の場合は、前営業日)に、それぞれの前月分までを支給します。

※認定請求をした日の翌月分から支給されます。ただし、
出生日・転入日の翌日から15日以内に認定請求すると、
出生月の翌月分から支給されます。

※離婚協議中で別居している場合、受給者を変更できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

申請方法

申請先 子育て支援課

公務員(一部を除く)の方は職場での手続きとなります。

必要なもの

- 請求者(保護者)名義の口座番号が分かるもの(通帳、キャッシュカード等)
- 請求者(保護者)の健康保険証
- マイナンバーカードまたは通知カード
(申請者・配偶者分)
- 窓口で申請する方の顔写真付き身分証明書
(運転免許証等)

その他必要に応じて提出するもの

- 児童と別居している場合
児童の属する世帯の住民票謄本(個人番号入りのもの) または 児童の属する世帯の住民票謄本と児童全員の個人番号がわかるマイナンバーカード(または通知カード)
 - その他、必要な書類がある場合があります。
(子の留学・父母の離婚等)
- 不明な点があれば、お問い合わせください。

●乳幼児健康診査

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

保健センターでは、無料でお子さんの健診を行っています。

保健センターで行う健診（下表）は、対象者に個別通知をしています。

お子さんの成長を確認したり、育児の悩みをご相談ください。



	対象	受診場所	詳細
1 か月健康診査	生後 1 か月児	出産した病院など	有料ですが、ぜひ受診しましょう。1 か月健診以降はお出かけができるようになります。
乳児健康診査①	生後 3～6 か月児	県内の医療機関	県内の医療機関で無料で受診できます。無料券は生後 1 か月半頃にご自宅に郵送します。
乳児健康診査	生後 5 か月児	保健センター	身体計測、内科健診、離乳食のお話、育児相談、ブックスタート（絵本のプレゼント）
乳児健康診査②	生後 9～11 か月児	県内の医療機関	県内の医療機関で無料で受診できます。無料券は生後 1 か月半頃にご自宅に郵送します。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 7 か月児	保健センター	身体計測、内科健診、歯科健診、歯みがき指導、育児相談
2 歳 6 か月児歯科健診	2 歳 6～11 か月児	村内の協力歯科医院	歯科健診、歯みがき指導、フッ素塗布
3 歳児健康診査	3 歳 6 か月児	保健センター	身体計測、内科健診、歯科健診、尿検査、視力・聴力検査、歯みがき指導、育児相談

●赤ちゃん教室

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

助産師によるベビーマッサージや母子保健サービス及び子育て支援センターの紹介等についてのお話が聞けます。また、お友達作りの場を提供します。

※1 か月前に個別通知します。

対象者

村内に住所登録のある生後 2～3 か月の乳児

期間

毎月 1 回、午後 1 時 20 分～午後 3 時

●歯ッピー離乳食教室

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

離乳食の話や歯科の話など、子育てに役立つ情報をお伝えします。お子さんは無料で託児をしますので、お母さんやお父さんはゆっくり話を聞いて学ぶことができます。

※対象者には、1 か月前に個別通知します。

対象者

村内に住所登録のある 6～7 か月児

期間

隔月 1 回、午前 9 時 45 分～午前 11 時 15 分



●予防接種

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

予防接種予診票（受診券）は、生後 1 か月半頃に、乳児一般健康診査票（医療機関で使用）と一緒に個別に送付します。村の予防接種予診票（受診券）は、村が指定する協力医療機関等で使用できます。転入等で予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参し、保健センター窓口までお越しください。

子どもがかかりやすい感染症

- 麻しん（はしか） ●風しん ●結核
- ポリオ（小児まひ） ●破傷風 ●日本脳炎
- ジフテリア ●ヒブ感染症
- 百日せき ●みずぼうそう
- インフルエンザ ●ロタウイルス感染症
- 肺炎球菌感染症

- 突発性発疹 ●とびひ
- ヘルパンギーナ ●溶連菌感染症
- 手足口病 ●尿路感染症
- 伝染性紅斑（りんご病）
- 咽頭結膜炎（プール熱）
- マイコプラズマ肺炎



ワクチンで防げる感染症＝予防可能な感染症

※ワクチンは感染すると重い後遺症や死亡の危険性の高い病気を予防するためにあります。

予防接種は、感染症から自分の健康を守るため、また、集団生活の中で感染を拡大させないためにも必要なものです。予防接種の接種期限（接種年齢）は、病気にかかりやすい年齢までに免疫をつけて、病気が予防できるように設定されていますので、接種期間（接種年齢）になったら早めに予防接種を受けましょう。

?



予防接種はいつ頃から始めればいいのか？
最初に始まるワクチンって何？

定期予防接種は生後 2 か月からスタートします！
予防接種スケジュール等、ご不明な点は
主治医又は保健センターにお気軽にご相談ください。



〈生後 2 か月からスタートするワクチン〉

- 定期予防接種
- B 型肝炎ワクチン
- ヒブワクチン
- 小児用肺炎球菌ワクチン
- ロタワクチン

●法定外予防接種（全額自己負担）

※予防接種には定められていないワクチンで、接種を希望する方のみ接種する予防接種です。ご希望の方は、ワクチンを取り扱っているかどうか医療機関へお問い合わせください。村では、おたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチンの接種費用を助成しています。

接種間隔・スケジュール

生後 1 か月半頃に、乳児一般健康診査票（医療機関で使用）と一緒に個別に通知する資料をご参照ください。

対象者

- 予防接種はお子さんの体調の良い時に受けましょう！
- 予約が必要な医療機関には事前にご連絡ください。

電話受付時間及び接種実施時間の詳細につきましては、予防接種予診票（受診券）に同封した「予防接種のお知らせ」をご覧ください。

（50 音順）

医療機関名	住所	電話番号
いばらき診療所とうかい	石神内宿 1724-1	☎029-283-4110
茨城東病院	照沼 825	☎029-282-1151
尾形クリニック	村松 375	☎029-282-4781
久慈こどもクリニック	舟石川駅西 2-8-6	☎029-219-7303
村立東海病院	村松 2081-2	☎029-282-2188
東原クリニック	白方 1707-1	☎029-283-2301
武藤小児クリニック	石神内宿 2245-10	☎029-282-7722





かかりつけ医を持ちましょう。かかりつけ医とは、普段からお子さんの様子を分かっていて、気軽に健康や病気の相談にのってくれるお医者さんのことです。必要なときに、適切な病院やお医者さんを紹介してもらうこともできます。

●休日診療

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-282-2797
☎029-306-2277

休日に、村内の医療機関（当番制）で診療を受けられます。休日の診療は、急病の患者さんのために備えてあります。夜間の急病や緊急を要するとき以外は、かかりつけ医に診察時間内に診てもらいましょう。受付時間は、いずれの日も午前9時30分～正午、午後1時～午後2時です。休日診療日程表は村ホームページまたは村公式アプリ「こちら東海村」でご確認ください。



休日夜間診療等のご相談

「茨城県救急医療情報システム」のホームページにも情報が掲載されています。

☎050-5445-2856

短縮ダイヤル #7119（茨城おとな救急電話相談）

短縮ダイヤル #8000（茨城子ども救急電話相談）

24 時間 365 日受付

急な病気で心配なとき、ご相談ください。

※休日・夜間に対応しているお近くの医療機関のご案内もしています。



●不妊治療・不育症治療費助成

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

不妊治療、不育症治療を受けている方の経済的負担軽減のため、治療費の一部助成をしています。

対象となる治療 体外授精、顕微授精

対象者 茨城県不妊治療費助成金の交付を受けている方
夫または妻のどちらかが本村に住所を有する夫婦

助成金額 1回 75,000 円を限度

対象となる治療 保険適応外の不育症の検査および治療
※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象

対象者 夫または妻のどちらかが本村に住所を有する夫婦
助成金額 不育症治療にかかる保険適用外の検査及び治療に要した費用の2分の1を助成
1人につき年間15万円、5年間を限度

申請先 保健センター

●小児の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 保険課 ☎029-282-1711

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費（茨城県）で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。茨城県の設定する所得制限額を超えた場合には、東海村独自の医療福祉費支給制度で、通称「マル特」が適用されます。

対象者

0歳から18歳に達する日以降の3月31日までの小児

更新について

毎年誕生月の月末に更新
(1日生まれの方は前月の月末)

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座の分かるもの
(通帳、キャッシュカード等)
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）
※出生の場合、出生届提出時にご案内します。

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき

マル福・マル特の自己負担金について

- 外来自己負担金（1つの医療機関で、1日600円までを月2回が上限）
- 入院自己負担金（1つの医療機関で、1日300円。月3,000円が上限）

※県外では、マル福・マル特の受給者証が使用できませんので、健康保険証の自己負担割合でお支払いいただき、後日、役場保険課にて払い戻しの申請をしてください。（下記参照）

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、診療月の翌月以降に、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、保険課まで申請をしてください。

- 外来自己負担金のうち1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと、医療機関ごと）
- 入院自己負担金および食事療養標準負担額
- 補助具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、健康保険証の発行元から支給された金額が確認できる書類が必要）
- 県外で受診した医療費



預ける

●保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業の入所申し込み

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

東海村内の保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業の利用申し込みを受け付けます。

対象

東海村在住の方で、保護者に次のいずれかの事由があり、保育を必要とする場合に限ります。

1.就労	保護者が家庭の内外で働いている。→ <u>実働月 64 時間以上</u> 勤務している方に限る。
2.母親の妊娠・出産	出産の前後（産前8週間もしくは出産予定月の前 2 か月の 1 日から後 2 か月の末日以内）である。
3.保護者の疾病・障がい	保護者が傷病中であるか、心身に障がいがある。
4.親族の介護・看護	児童の家庭内に長期入院している人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が付き 64 時間以上その介護・看護にあたっている。
5.災害復旧	火災・風水害、地震等により、住居や家財に損害を受けたため、その復旧をしている。
6.求職活動	保護者が求職活動を行っている。（起業の準備を含む）
7.就学・職業訓練	保護者が月 64 時間以上就学している。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
8.児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある。
9.その他	上記以外に、著しく児童の保育にかけ理由がある家庭は、子育て支援課にご相談ください。

受付

申請先 子育て支援課（随時）

申込書は入所希望付きの前月 15 日までに子育て支援課へ提出してください。15 日が休日の場合は、前開庁日になります。申請方法など詳細は「保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業利用のしおり」をご覧ください。利用のしおりは子育て支援課窓口で配布しているほか、村ポータルサイト「のびのび子育て帳」でダウンロードできます。

※4 月 1 日の入所申し込みは、前年の 11 月頃に受付を行います。

詳細は広報とうかいまたは村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。

提出書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- 家庭状況書兼保育児童家庭調査票
- 保育が必要な理由を証明できる書類（就労証明書、診断書等）父母分
- 発育状況調査票
- 保育所入所に関する同意書および確認票
- マイナンバーカードまたは通知カード（児童・父母分）
- 窓口来庁者の顔写真つき身分証明書
- その他家庭の状況により必要な書類（利用のしおりをご確認ください）

● 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園申し込み

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

東海村在住の3, 4, 5歳児を対象に、遊びや人との関わりを通して「生きる力」の基礎を育む幼児期の教育を推進します。

入園手続き



お住まいの小学校区内の幼稚園等にお申し込みください。新年度の入園については、10月頃（予定）に各幼稚園等で入園願の配布・申し込み受付を行います。

※石神幼稚園、とうかい村松宿こども園では、小学校区外の申し込みを受け付けます。

※村では村立幼稚園の再編を進めています。詳細は、村ポータルサイト「のびのび子育て帳」またはホームページをご確認ください。

教育内容

- 基本的な生活習慣の定着
- 多様な動きが経験できる運動遊び
- 集団保育を活かした社会性や豊かな感性の育成
- 地域や小学校、保育所との交流活動
- 幼小連携による円滑な小学校教育への接続
- 集団生活の面白さを味わえる活動

教育時間

年齢	3歳児	4・5歳児
幼稚園	9:00～14:30	
こども園	9:00～13:00	9:00～14:30

※入園式・学期末や園行事等により、午前保育となる場合があります。施設により異なりますので、各幼稚園等にお問い合わせください。

保育料

「幼児教育、保育の無償化」に伴い保育料は無料となりました。ただし、これまでの保育料に含まれていた副食費（とうかい村松宿こども園の場合は給食費）については、引き続き保護者負担となります。詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」でご確認ください。

● ファミリー・サポート・センター「すくすく」

お問い合わせ ファミリー・サポート・センターすくすく ☎029-283-4538

検診や病院・買い物・行事の参加・リフレッシュなど、子育て中の保護者が抱える不安や負担の軽減・地域社会への参画推進を目的に、保育サポート講習会の修了者や保育士の資格を持つ方がサポーターとして保護者のお手伝いをします。

対象者	生後3か月児（首がすわってから）～小学6年生
時 間	平日 午前8時30分～午後5時（時間外は応相談）
料 金	1時間 500円（時間外および土・日・祝日は+100円）
申請先	ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会）

● 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）預かり保育

お問い合わせ

各村立幼稚園・認定こども園 ☎ P26 参照

子育て支援の充実を図るため、村立幼稚園等において預かり保育を実施しています。

- 対象者 村立幼稚園及び認定こども園（教育認定）に在籍する園児で、保護者が以下に該当する場合

就労・就学／通院、家族の通院介助、看護・介護／妊娠・出産／学校行事・自治会等の会合参加／病氣・怪我・障がい／一時的な休息（月 4 回程度を限度）／求職活動・起業の準備／冠婚葬祭／事故・災害・その他やむを得ず家庭での保育が困難
※ 長期休業日（学年始・夏季・冬季・学年末）も対象は同じです。

● 実施機関

	村松幼稚園	石神幼稚園	舟石川幼稚園	須和間幼稚園	村松宿こども園
通常保育期間	8:30-17:00	教育時間終了後から 17:00 まで			8:40-18:30
※就労による利用の場合	8:30-18:00	8:30-18:00	8:30-17:00	8:30-18:00	
長期休業日	8:30-17:00	8:40-17:00			
※就労による利用の場合	8:30-18:00	8:30-18:00	8:30-17:00	8:30-18:00	

- 利用料 幼稚園：500 円（日額）

認定こども園：2 時間以上 700 円（日額）、2 時間未満 350 円（日額）

※生活保護世帯は無償、市町村民税非課税世帯は半額となります。

※保育の必要性があると認定された場合は、利用料が一部無償となります。

詳細は P24 をご覧ください。

- 実施日 在籍する各幼稚園等でご確認ください。

- 申し込み 各村立幼稚園・認定こども園

● 認可外保育施設保育料補助事業

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児が認可外保育施設を利用している場合の保育料の一部を補助します。

- 対象者 県に届出をしている認可外保育施設に月単位の契約で入所している 0 歳から 2 歳児のお子さんの保護者で、月 64 時間以上の就労や疾病等の理由で保育を必要とする方。

※認可保育所よりも高い料金を支払っている場合のみ。

※幼児教育・保育の無償化（P24）の対象児童はこの補助金の対象外です。

- 補助額 認可保育所を利用した場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料との差額に 2 分の 1 を乗じた額（月額上限額：20,000 円）

- 申請先 子育て支援課

- 受付期間 前期（4 月～8 月までの利用分）・・・8 月末日以降 9 月中旬まで
後期（9 月～3 月までの利用分）・・・3 月末日以降翌年度 4 月中旬まで

※申請方法の詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。

●一時預かり事業

お問い合わせ

各保育所・認定こども園 P26 参照

保護者の疾病、冠婚葬祭、または保護者の私的な理由などで一時的に家庭保育が困難となる場合に、就学前の健康な児童を対象に、認可保育所・こども園において一時預かり事業を行っています。対象年齢や利用料等の事業実施内容は、以下の通りです。

施設名 (電話番号)	対 象 (～就学前)	利用可能時間	利用料 (円)				備考
			4 時 間 未 満	4 時 間 以 上 6 時 間 未 満	6 時 間 以 上 8 時 間 未 満	8 時 間 以 上	
公立							
百塚保育所 ☎029-282-2949	1 歳半～	7：30 ～18：00 (平日のみ)	1,000	1,500	2,000	2,500	・村内住者のみ利用可能 ・給食を利用しない場合は 200 円減額 ・村民税非課税世帯・生活保護世帯は利用料無料
とうかい村松宿こども園 ☎029-282-7390	1 歳半～	7：30 ～18：30 (平日のみ)	1,000	1,500	2,000	2,500	
私立							
みぎわ保育園 ☎029-282-3380	1 歳半～	8：00 ～18：00 (平日のみ)	1,500	2,500		3,000	
おおぞら保育園 ☎029-287-3535	1 歳半～	7：30 ～18：00 (平日・土)	1,500	2,500		3,000	村内在住者のみ利用可能
サンフラワーこどもの森保育園 ☎029-287-7111	満 1 歳 (離乳食完了～)	8：00 ～18：00 (平日・土日祝)	1,400	2,430		2,940	休日は弁当持参
さちのみ認定子ども園 ☎029-212-5057	満 1 歳～	8：30 ～17：00 (平日のみ)	1,500	2,500			・アレルギー対応が難しい場合や、離乳食完了していない場合は弁当持参
おーくす船場こども園 ☎029-352-3680	1 歳半～	8：30 ～17：30 (平日のみ)	1,500	2,600		3,100	
キララ東海ナーサリー ☎029-212-6571	1 歳～	8：00 ～18：00 (平日のみ)	3,200		4,700	—	・時間預かりの場合 400 円/30 分 ・入所児童が定員に達していない場合のみ受け入れ

- 利用申込や詳しい利用方法については、各保育所・認定こども園に直接お問い合わせください。
- 各保育所・認定こども園とも 1 日の受け入れ制限があります。また、各施設の行事等で利用できない場合もありますので、ご確認ください。
- 認可外保育施設でも一時（託児）保育を実施しています。保育料や受け入れについては直接施設にお問い合わせください。認可外保育施設は以下の通りです。

施設名	電話番号
オリヴィエキッズルーム	☎029-219-4472



病児保育事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

病児保育事業とは、子どもが病気の際に、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもので、本村では以下の保育所・認定こども園または施設において事業を行っています。

病児・病後児対応

病児・病後児保育とは、児童が病気または病気回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を預かる事業です。以下の施設において実施しています。

●東海村病児・病後児保育施設「るびなす」(029-283-3522)

【東海村病児・病後児保育施設「るびなす」の概要】

- 定 員 4 人
- 対 象 次のいずれも満たす方おおむね生後6か月から小学校6年生である。
村内に住所を有する、または保護者の勤務地が村内である。
- 対象となる病気等 風邪、下痢、インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等
- 開所日時 月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3 を除く）
午前8時～午後6時までの希望時間
- 利用方法 事前利用登録が必要（利用の際は、予約。かかりつけ医の診察情報提供書が必要）
- 利用料金 村内在住の方…1日 2,000 円、半日（5 時間未満）1,000 円
村内在勤の方…1日 3,000 円、半日（5 時間未満）1,500 円
※なお、幼児保育・保育の無償化の対象となる可能性があります。

病後児対応型

病後児保育とは、児童が病気の回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を一時的に預かる事業です。以下の施設において実施しています。

●社会福祉法人オークス・ウェルフェア おーくす船場こども園 (029-352-3680)

※利用申込や利用料金等については、施設に直接お問い合わせください。

体調不良児対応型

保育所に通所中の児童が微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所が対応する事業です。以下の保育所・認定こども園において実施しています。

- 社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園 (029-282-3158)
- 社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園 (029-282-3380)
- 社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園 (029-287-7111)
- 社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園 (029-212-5057)
- 社会福祉法人オークス・ウェルフェア おーくす船場こども園 (029-352-3680)

※利用料金は無料です。利用申込については通所中の施設にご確認ください。

●子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

3歳児から5歳児までのお子さんおよび2歳児以下の住民税非課税世帯のおさんは幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料（通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です）が無償となります。

無償化の対象となる施設・サービスによって、対象となるための要件や手続きの方法が異なります。

対象

① 3歳以上の子ども

※満3歳になった後の4月1日から、小学校入学までの3年間が無償化の対象です。

※満3歳の時点で入園できる幼稚園については、入園時点から利用料が無償となります。ただし、預かり保育については、満3歳になった後の4月1日から無償化の対象となります。

② 住民税非課税世帯の3歳未満の子どもで、保育の必要性がある子ども

内容・手続き

無償化制度を利用するためには、対象施設を利用する前に、「教育・保育認定」または「施設等利用給付認定」を受けている必要があります。

利用施設・サービス		保育の必要性 （※1）	内 容	手続き
幼稚園	幼稚園 （施設型給付を受ける園）	無	利用料無償	無
	幼稚園 （施設型給付を受けない援）	無	月額 25,700 円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
	預かり保育事業	有	幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額 11,300 円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
認定 こども園	認定こども園（教育認定）	無	利用料無償	無
	認定こども園（保育認定）	有		
認可 保育施設	認可保育所（園）	有	利用料無償	無
	地域型保育事業			
そ の 他 （※2）	認可外保育施設	有	①の子ども 月額 37,000 円を上限に利用料無償 ②の子ども 月額 42,000 円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です
	一時預かり事業			
	病児保育事業			
	ファミリー・サポート・センター事業			

※1 「保育の必要性」とは、保護者がいずれも就労しているなど、家庭で日中の保育ができないことを指します。P19、「対象」の理由一覧のいずれかに該当していることを指します。

※2 いずれも上限の範囲内で複数利用が可能です。ただし、すでに認可保育園や認可こども園等を利用できている方は無償化の対象から除きます。

手続きの詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。



●多生児等育児支援事業

お問い合わせ

子育て支援課

☎029-282-1711

ファミリー・サポート・センター ☎029-283-4538

多生児や母子・父子家庭の子を育児する保護者の負担を軽減するため、当該保護者の育児支援（託児等）をします。

対象者

村内に住所登録があり、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある多生児や母子・父子家庭の子を育児している保護者

育児支援の時間

利用日 祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日
午前8時～午後7時

利用時間 お子さん1人4時間以内
(1か月当たり)

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの 印鑑

※申請書は子育て支援課にあります。

申請後、実際に利用する場合は、ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会）にお申し込みください。

会員登録が必要なため、初回は希望日の2週間前までにお申し込みください。

●学童クラブ（放課後児童クラブ）

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

村内には現在11か所の学童クラブ（放課後児童クラブ）が設置されています。

各学童クラブでは、就学児童（小学校1年生から小学校6年生まで）の放課後の健全育成を目的として、各種行事やカリキュラムを独自に組み活動を行っています。

入所の申込や詳細なお問い合わせについては、直接各施設へお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
石神学童クラブ	石神外宿 1073-1	☎029-284-0070
舟石川学童クラブ（どんぐり学童クラブ）	舟石川 690-7	☎029-282-9011
村松学童クラブ	村松 1524-1	☎029-283-0983
中丸学童クラブ	村松 2124-89	☎029-287-7778
白方学童クラブ（サクランボ学童クラブ）	白方 2010-1	☎029-287-0004
照沼学童クラブ	照沼 906-6	☎029-283-2623
チューリップ学童クラブ	船場 784-4	☎029-287-7725
ジョリーボート	村松 524	☎029-229-0778
おーくす船場学童クラブ	船場 592-1	☎029-352-3680 (おーくす船場こども園)
わんだーらふ	村松 523	☎029-277-0586
村っこ学童	白方中央 2丁目 2-5	☎080-4926-6197

● 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設一覧

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

保育所・保育園

	施設名	住所	電話番号	一時 預かり	子育て 支援	病児 保育	休日 保育
公立	百塚保育所	豊岡 1829-3	☎029-282-2949	○	○		
	舟石川保育所	大山台 2-17-39	☎029-282-4792				
	けやきの杜保育所	東海 3-7-2	☎029-212-7083				
私立	チューリップ保育園	船場 784-4	☎029-282-3158		○	○	
	みぎわ保育園	須和間 1299-4	☎029-282-3380	○	○	○	
	おおぞら保育園	村松 2822-1	☎029-287-3535	○	○		○
	サンフラワーこどもの森保育園	船場 718-3	☎029-287-7111	○	○	○	○

幼稚園

	施設名	住所	電話番号
公立	村松幼稚園	村松北一丁目 4-1	☎029-282-2867
	石神幼稚園	石神外宿 945	☎029-282-3100
	舟石川幼稚園	舟石川 453	☎029-282-2962
	須和間幼稚園	須和間 440	☎029-282-4631
私立	みぎわ幼稚園	須和間 1296-4	☎029-282-9155

認定こども園

	施設名	住所	電話番号	一時 預かり	子育て 支援	病児 保育	休日 保育
公立	とうかい村松宿こども園	村松 3370-1	☎029-282-3700 ☎029-282-3701	○	○		
私立	さちのみ認定子ども園	石神内宿 2330-3	☎029-212-5057	○	○	○	
	おーくす船場こども園	船場 592-1	☎029-352-3680	○	○	○	○

小規模保育事業所

	施設名	住所	電話番号	一時 預かり	子育て 支援	病児 保育	休日 保育
私立	キララ東海ナーサリー	舟石川駅西3丁目6-28 秋葉マンション1階	☎029-212-6571	○			○

認可外保育施設

施設名	住所	電話番号
オリヴィエキッズルーム	舟石川 667-1	☎029-219-4472



子育て支援

●地域子育て支援拠点事業

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。

実施施設

※実施内容については、各施設にお問い合わせください。

公立

とうかい村松宿こども園
百塚保育所
長堀すこやかハウス
児童センター

私立

チューリップ保育園
みざわ保育園
おおぞら保育園
サンフラワーこどもの森保育園
さちのみ認定子ども園
おーくす船場こども園

子育ての悩みや不安、喜びを共有し、交流しながら、お友達づくりの場としてご利用ください。園庭開放、読み聞かせ、ふれあい遊び、季節の制作（月1回）等を実施しています。

- 子育て支援室開放（わんわんひろば）
- 1歳6か月児～2歳児向けサークル活動（ぴよんぴよんサークル）
- 就園前2歳児サークル活動（にこにこクラブ）
- 多生児を持つ保護者の交流会（サークルぐりとぐら）
- ※子育て支援コーディネーターが子育ての相談に応じます（月・火・木・金）
- ほめてのばす子育て講座（通常・入門）
- 父親向け育児講座

月曜日～金曜日
午前9時～午前11時30分
午後1時～午後3時30分
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者が対象。

とうかい村松宿
こども園
子育て支援センター
☎029-282-7390



安心して親子で遊べる場として、出会いや交流の場として、子育ての喜びや楽しさを共感し合える場としてお気軽にご利用ください。

- 子育て支援室開放（こあらひろば）
- 園庭開放
- 育児教室（年3回）
- 育児相談

火曜日～木曜日
午前9時15分～午前11時45分
午後1時～午後3時30分
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者が対象。事前に会員登録が必要です（当日でも可）。
※開催日時のはのびのび子育て帳でお知らせいたします。

百塚保育所子育て
支援センター
☎029-270-5660



児童センターは0歳（未就学児は保護者同伴）～18歳までが対象のお友達と一緒に楽しく遊べる施設です。年齢に合わせた活動や、保護者同士で情報交換をすることもできます。家族みんなで遊びに来てください。

- 子育て支援活動（いちごサークル・ばななサークル・0.1.2歳さんあつまれ）
- 養育者向け事業
- お父さんと遊ぼう
- 運動会など季節の行事
- 絵本の読み聞かせ
- 小学生以上対象（卓球・ボードゲームなど）
- 子育て相談（午前9時～午後4時）

＊おもちゃの修理（月2回おもちゃクリニック東海）
・おもちゃの修理に関しては東海村社会福祉協議会
にお問い合わせください。

月曜日～土曜日
午前9時～午後5時
（消毒・清掃の時間含む）
※事前に登録が必要です。
（当日でも可）

児童センター
☎029-306-1017



保護者とお子さんが、お友達と一緒に楽しく遊べる広場です。お母さん同士の輪も広がります。お父さんの参加も歓迎です。お子さんと一緒に来館し、楽しく遊びましょう。

- 育児相談、レクリエーション
- 育児講座
- 保護者の交流および情報交換
- 絵本の読み聞かせ・手遊び
- 体操・リズム遊び
- お誕生会、お散歩、運動会、季節行事など

月曜日～土曜日
午前9時～午前11時30分
午後1時～午後3時30分
（正午～午後1時は除く）
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者が対象。事前に会員登録が必要です（当日でも可）。

長堀すこやか
ハウス
☎029-283-3664



●BP プログラム（親子の絆づくりプログラム）

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

健康増進課（保健センター）☎029-306-2277

初めて子育てをするお母さんと赤ちゃんが一緒に参加するプログラムです。

子育ての基礎知識一緒に学びながら、仲間作りをしませんか？

対象者

村内に住所登録のある第1子の親子で
生後2か月から5か月までの赤ちゃん
※対象者には個別通知します。

参加人数

各月10組

日程

実施月

6月、9月、12月、3月の金曜日
各月ごとに全4回（4週連続）

参加費

無料（テキスト代1,000円は自己負担）

時間

2時間程度

場所

舟石川コミュニティセンター
（住所：東海村舟石川158-1）



●母と子のサロン

お問い合わせ

生涯学習課 ☎029-287-0851

初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊び歌などのレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談などが気軽にできる友達を作ってもらうための子育て支援事業です。

実施期間

前期：5～6月 後期：11～12月
各期全4回

募集期間

前期：4月 後期：9月

対象者

村内に住所登録のあるの0歳の第1子と母親

募集人数

各10組

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円
かかります。

※対象月齢及び日程等については、ホームページやのびのび子育て帳等でご確認ください。

●ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！

お問い合わせ

生涯学習課 ☎029-287-0851

ゲームなどを通して父子のふれあいの場を提供することで、子どもとのふれあい方など今後の子育ての参考にするとともに、父親の子育て参加を支援する事業です。

実施期間

10～12月

対象者

村内に住所登録のある2～3歳児と父親

募集期間

9～11月

参加人数

10組

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円
かかります。

※日程等については、ホームページやのびのび子育て帳等でご確認ください。



村には、小学校6校、中学校2校があり、住んでいる住所により、就学学校（指定学校）が決められています。

●転出・転入するとき

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

小・中学生のお子さんの転出学・転入学の手続きが必要です。

転出学の手続き

住民課：転出の手続き

↓
学校教育課：転学届を記入

転学届（写し）

転学通知書

↓
在学中の学校へ転出

在学証明書

転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

↓
転出先市町村の学校へ提出

転入学の手続き

住民課：転入の手続き

↓
学校教育課：転学届を記入

転学届（写し）

転学通知書

+

在学していた学校が発行したもの

在学証明書

転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

↓
指定された学校へ提出

●指定学校の変更

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、指定学校を変更することができます。

但し、個別の事情によって判断され、すべての申請が許可されるとは限りませんので、詳細はご相談ください。

例：●学期（学年）の途中で村内転居して指定学校が変わるが、学期（学年）末まで従前の学校に通学したい。

●帰宅後に保護者が不在のため、村内に住む保護預かり者の住居付近の学校に通学させたい。

●区域外就学

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

東海村に住民票がない場合でも、「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、他市町村から村内（通学区域外）の学校へ、就学することができます。

例：●学期（学年）の途中で村外へ転出したが、学期末（学年末）まで従前の学校に通学させたい。

但し、個別の事由により判断され、すべての申請が認められるとは限りません。また、就学にはお住まいの市町村教育委員会と東海村教育委員会の同意が必要です。

●小規模特認校制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

小規模校の特性を生かしたきめ細やかな教育を推進している村立照沼小学校は、村内全域から通学ができます。

のびのびと過ごす子どもたちの様子が分かる学校公開や年長児を対象とした授業体験も行っておりますので、詳しくは村ホームページをご覧ください。

●就学援助制度（要保護・準要保護）

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

すべての児童生徒が義務教育を等しく受けられるように、経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助します。

認定要件や申請時期等、詳しくは村ホームページをご覧ください。

●特別支援教育就学奨励事業

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、経済的な負担軽減を目的とし、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。

申請時期は、毎年6月ごろです。ただし、転入や措置変更等により年度の途中から対象となった場合は、学校または教育委員会学校教育課へご相談ください。

●東海村奨学金制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

東海村奨学金は、無利息・貸与型奨学金です。申請時期は12月から1月頃です。
(それぞれ要件等がありますので、詳細は村ホームページをご覧ください。)

修学資金について

高等学校・大学等に在学及び入学を予定し、経済的な理由により修学困難な方等を対象に、修学資金（修学に必要な資金）の貸与を行っています。

入学準備金について

高等学校・大学等に入学を予定し、経済的な理由により修学困難な方等を対象に、入学準備金（入学に必要な資金）の貸与を行っています。

●東海村通学路交通安全プログラム

お問い合わせ 学校教育課 ☎029-282-1711

村では、関係機関との連携体制を構築した上で、「東海村通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行っています。

毎年、このプログラムに基づき、関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施しており、平成30年度からは交通安全に加え、防犯面からの合同点検も実施するなど、児童生徒の安全確保を徹底しています。

合同点検の対策内容および対策箇所については、村ホームページをご覧ください。





ひとり親家庭

●児童扶養手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。同居状況等により受給資格がない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

対象者

18歳に達する以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童で、以下のいずれかに該当する児童を養育している母、または児童を養育し生計を同じくする父、父母に代わる養育者が対象。

離婚、死亡、父または母が一定の障がいの状態にある、生死不明、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた、引き続き1年以上拘禁されている、母の婚姻によらないで生まれた、児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

支給日

年6回奇数月の11日（11日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

申請先

子育て支援課

必要なもの

- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 請求者と支給対象児童の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- 請求者の顔写真つき身分証明書（運転免許証等）

その他必要に応じて提出するもの

養育している児童と別居している場合や住民票の住所と実際に居住している住所が違う場合等、必要に応じて提出していただく書類があります。書類は窓口にありますので、詳細はご相談ください。



●母子・父子家庭家賃助成事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

母子・父子家庭の自立を支援し、児童の健全な育成や生活の安定を図るため、母子・父子家庭の方に対して家賃の一部を助成します。

対象者

- ① ～⑤すべてに該当する必要があります。
- ① 児童扶養手当を受給し、支給額がある者
- ② 村内に住所があり、6か月以上引き続いて村内に居住している者
- ③ 児童と同一世帯で同居している者
- ④ 賃貸借契約の名義人が、児童扶養手当の受給者であること
- ⑤ 公的な住所扶助を行っていない者

※県営住宅は、助成の対象外です。

助成額

月額 10,000 円（ただし、家賃が 10,000 円に満たない場合は、家賃相当額）

支給日

原則、毎月偶数付月の25日（25日が土・日・祝日の場合は前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃の支払いが確認できるもの（申請月分を含める直近のもの）

●遺児福祉手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎029-282-1711

児童の健全な育成を助長するために、父もしくは母、または両親が死亡した児童に対して支給します。

対象者

義務教育修了前（15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の遺児の養育者であって、村内に住所を有し居住している者

支給額

遺児 1 人に付き月額 3,000 円

支給日

毎月 21 日（21 日が土・日・祝日の場合は前営業日）に支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（遺児が属するもの）
- 申請者が属する世帯全員の住民票の写し

その他必要に応じて提出するもの

- 在学証明書

遺児が、15 歳到達後最初の 3 月 31 日以後も、引き続いて中学校または特別支援学校の中学部に在学している場合

●ひとり親家庭の医療福祉費支給制度

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費（茨城県）で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。

対象者

- 18歳未満の児童がいる家庭で配偶者がいない親と監護しているその子。ただし、児童が高等学校の学生またはある程度の障がいの状態にある方の場合、20歳未満まで
- 所得が茨城県の設定する基準額未満である方

更新について

毎年6月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）

児童が18歳以上で該当する場合に提出するもの

- 高等学校の在学証明書
- 特別児童扶養手当証書
- 障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等）

マル福・マル特の自己負担金について

- 外来自己負担金
（1つの医療機関で1日600円までを月2回が上限）
- 入院自己負担金
（1つの医療機関で1日300円。月3,000円が上限）

※県外では、マル福・マル特の受給者証が使用できませんので、健康保険証の自己負担割合でお支払いいただき、後日、役場保険課にて払い戻しの申請をしてください。（下記参照）

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、診療月の翌月以降に、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、保険課まで申請をしてください。

- 外来自己負担金のうち1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと、医療機関ごと）
- 入院自己負担金および食事療養標準負担額
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、健康保険証の発行元から支給された金額が確認できる書類が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 受給要件に該当しなくなったとき（婚姻したとき等）



障がいのあるお子さんへの支援

●障がいのある方の医療福祉費支給制度

お問い合わせ

保険課 ☎029-282-1711

健康保険（医療保険）で病院にかかった自己負担分の費用の一部を公費（茨城県）で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。茨城県の設定する所得制限額を超え、1,000万円未満の所得の場合には、東海村独自の医療福祉費支給制度で、通称「マル特」が適用されます。

対象者

- 身体障害者 1・2 級の方
- 身体障害者手帳 3 級で内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓）のある方
- 療育手帳㉠、A の方
- 身体障害者手帳 3 級かつ知能指数 50 以下の方
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- 障害年金 1 級を受給する方
- 特別児童扶養手当 1 級の方

更新について

毎年 6 月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- マイナンバーが確認できるもの
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）
- 障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等）

マル福・マル特の自己負担金について

県内の医療機関の場合、健康保険証およびマル福・マル特の受給者証を提示をすれば外来自己負担金および入院自己負担金の支払いはありません。

※県外ではマル福・マル特の受給者証が使用できませんので、健康保険証の自己負担割合でお支払いいただき、後日、役場保険課にて払い戻しの申請をしてください。

（下記参照）

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、診療月の翌月以降に、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、保険課まで申請をしてください。

- 食事療養標準負担額
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、健康保険証の発行元から支給された金額が確認できる書類が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 振込先を変更したいとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 受給者証を紛失したとき
- 受給要件に該当しなくなった時
- 障がいの程度に変更があったとき

●手帳の交付

お問い合わせ

相談支援センター（総合相談支援課） ☎029-287-2525

身体障害者手帳

身体障がいのある方が、様々な支援を受けるために必要な手帳です。

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語・そしゃくの機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能、膀胱・直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の機能に障がいのある方

申請先 相談支援センター
（総合相談支援課）

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするための手帳です。

対象者 精神疾患（てんかん、発達障がい等を含む）のある方（初診から6か月以上経過している方）

申請先 相談支援センター
（総合相談支援課）

療育手帳

知的障がいのある方が、一貫した療育・援助、様々な福祉施策を受けやすくするための手帳です。

対象者

医学的、心理学的な判定によって、知的障がいがあると判定された方

申請先 18歳未満：茨城県中央児童相談所
【所在地】水戸市水府町 864-16
☎029-221-4150

18歳以上：茨城県福祉相談センター
（障害者相談支援課）
【所在地】水戸市三の丸 1-5-38
（三の丸庁舎 2 階）
☎029-221-0800



●障害者手帳による割引制度

お問い合わせ

相談支援センター（総合相談支援課） ☎各事業所

手帳の種類・等級や年齢によって対象が異なります。詳細はお問い合わせください。

割引の種類		お問い合わせ		割引の種類	お問い合わせ先
旅客運賃の割引	JR の各駅	各種税金の控除	各事業所	所得税	常陸太田税務署 ☎0294-72-2171
携帯電話使用料の減免	各携帯電話会社			相続税	
バス運賃の割引	各バス会社			贈与税	
国内航空運賃の割引	各航空会社の支店、営業所、旅行代理店			事業税	
タクシー料金の割引	各タクシー会社			ストマ用装具 医療費	
大洗カーフェリーの割引	商船三井フェリー（株）		各事業所	自動車税および 自動車取得税	常陸太田県税事務所 ☎0294-80-3314
有料道路通行料金の割引	有料道路 ETC 割引登録係			住民税	税務課 ☎029-287-0833
NHK 受信料の減免	NHK			軽自動車税	
NTT 番号案内(104)の免除	NTT の各支店・営業所				
県立施設入館料・使用料の減免	各施設				

●障がいのあるお子さんへの手当

お問い合わせ

相談支援センター（総合相談支援課） ☎029-287-2525

特別児童扶養手当	
内容	精神、知的または身体障がい等のある 20 歳未満の児童の父母または養育者に対して手当を支給します（所得制限あり）。
対象者	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方 ●身体障害者手帳 1・2・3 級程度 ●療育手帳㊤・A・B 程度 ●精神障害者保健福祉手帳 1・2 級程度
障害児福祉手当	
内容	重度の障がいがあるため、日常生活について常に介護を必要とする 20 歳未満の方に対して手当を支給します（所得制限あり）。
対象者	身体障害者手帳 1 級程度または療育手帳㊤程度で、日常生活に常時介護が必要な 20 歳未満の方
東海村心身障害者（児）福祉手当	
内容	在宅の心身障がい者や心身障がい児の保護者に対して手当を支給します。
対象者	【満 20 歳以上の方】 ●身体障害者手帳 1・2 級の方 ●療育手帳 ㊤・A の方 【満 20 歳未満の方】 ●身体障害者手帳 1・2・3 級の方 ●下肢障がいのある身体障害者手帳 4 級の方 ●療育手帳㊤・A・B の方 ●精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方 ●身体障害者手帳 4 級と療育手帳 C が重複する方 ●身体障害者手帳 4 級と精神障害者保健福祉手帳 3 級が重複する方

申請先

相談支援センター（総合相談支援課）

●自立支援医療

お問い合わせ

相談支援センター（総合相談支援課） ☎029-287-2525

育成医療	精神通院医療
児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する 18 歳未満の障がい児及び将来障がいを残すと認められる児童に対し障がいの軽減や機能の回復を図るために必要な医療費の支給を行う制度です（所得制限あり）。 ※治療例（障害に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。） ・先天性耳奇形や口蓋裂等の形成術 ・関節形成術、関節置換術、技師装着のための切断端形成術 ・ペースメーカー埋込手術 等	精神疾患（「てんかん」を含む）の治療を受けている方が、外来で保険適用の医療を受けた際、医療費の 9 割を保険と公費で負担する制度です。 ※茨城県が指定した医療機関等への通院による精神医療が行われたものに限りします。

申請先

相談支援センター（総合相談支援課）

●その他のサポート

お問い合わせ

相談支援センター（総合相談支援課） ☎029-287-2525
保健センター（健康増進課） ☎029-2822797

補装具費の支給

身体障がい児（者）の体の不自由を補い、日常生活や職場での活動を容易にするため、必要な補助具費を支給します。

東海村障がい者家族介護用品購入費助成事業

3歳以上の障がい児（者）を在宅等で介護している家族に対して、家族介護用品を購入するための費用の一部を助成します。

日常生活用具の給付

自力で日常生活を営むことが困難な重度の障がい児（者）に対して、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

東海村軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育等の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付を行っています。

※お問い合わせ 保健センター（健康増進課）
☎029-282-2797

障害児通所支援事業

発達に不安のある児童に対して、発達段階にあった療育サービスを受けるための給付費を支給します。

対象となるサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

東海村障害者等日中一時支援事業

障がい児（者）の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減等を図るため、障がい児（者）の一時的な預かりや見守り等の支援を行います。



お出かけ・イベント

●公園

お問い合わせ

道路整備課 ☎029-282-1711

東海村内には、現在82か所の公園・緑地等があります。

(令和4年4月1日現在)



公園を利用される皆様へ

- 公園は、村民のみなさんが利用するところです。公園入口にある看板の注意事項、禁止事項を守ってください。看板に書いてないことであっても、破損行為や他人に迷惑となる行為はしないでください。
- 公園周辺道路での路上駐車は交通の妨げになり、事故の危険が高まりますのでご遠慮ください。
- 公園内への自転車・バイク等の乗り入れはしないでください。
ただし、子どもの自転車の練習で、保護者が子どもの隣に常に付き添っているときは例外です。
- ペットのふんは、飼い主が責任をもって持ち帰ってください。
- 公園には管理人が常駐していませんので、管理上、公園内にゴミ箱はありません。ゴミは各自持ち帰り、決してポイ捨てはしないでください。
- 公園内は禁煙です。



青少年健全育成事業

お問い合わせ

生涯学習課 ☎029-287-0851

やったん祭

村内で活動する青少年育成団体をはじめ、中高生スタッフに協力いただき、青少年が主体となって楽しめる祭を企画・実施しています。

お祭りでは、子どもたちが楽しめる体験型アトラクションを出店しています。

青少年育成東海村民会議事業

自然体験 学習の旅

大自然の中で学校や年齢を超えた集団活動を体験し、小学生の「自立心」と中学生の「リーダーシップ」を養い、豊かな感性を育む体験学習事業。

- 実施時期：7月または8月（2泊3日）
- 対象者：小学4～6年生、中学2年生
- 募集期間：4月
- 募集人員：小学生45名、中学生13名

ふるさと 体験教室

自分たちの住んでいる「ふるさと東海村」のすばらしさを再発見するとともに、自ら企画し、最後までやり遂げることの大切さを学ぶ体験学習事業。

- 実施時期：通年（年4回程度）
- 対象者：小学4～6年生
- 募集期間：4月～5月
- 募集人員：20名

ちびっこ 集まれ！ お父さんと 遊ぼう！

ゲーム等を通して父子のふれあいの場を提供することで、子どもとのふれあい方等今後の子育ての参考にするとともに、父親の子育て参画を支援する事業。

- 実施時期：10月～12月
- 対象者：2～3歳児と父親
- 募集期間：9月～11月
- 募集人員：10組

母と子の サロン

初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊びうた等のレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談等が気軽にできる友達を作ってもらうための子育て支援事業。

- 実施時期：5月～6月（前期）・11月～12月（後期）
- 対象者：0歳の第1子と母親
- 募集期間：4月（前期）・9月（後期）
- 募集人員：各10組

青少年育成 東海村民会議 支部事業

村内の6つの支部（白方・照沼・中丸・石神・舟石川・村松）では、年間を通して、地域ごとに特色のある事業を展開。

事業内容・日程等は変更となることもありますので、詳細は各団体へお問い合わせください。

※各事業とも実施時期や募集人数が変わる場合があります。

図書館

お問い合わせ

東海村立図書館 ☎029-282-3435, ☎029-282-3416

小さいお子さんに

●ブックスタート

保健センターでの乳児健診時に、赤ちゃんにおすすめの絵本 1 冊などが入った「ブックスタートパック」を配付しています。

●赤ちゃんタイム

図書館では、毎月第 1・3 木曜日の午前中を「あかちゃんタイム」としています。「小さい子は声を出してしまうので、図書館は行きづらい」という方に向け、この日のこの時間だけは、赤ちゃんの声がしても温かく見守りましょうというものです。第 3 木曜日にはおはなし会も開催しています。

●おはなしコーナー

靴をぬいでくつろげます。

●その他

授乳室や子育てに役立つ情報を掲示したコーナー、絵本を紹介した本を集めたコーナーがあります。



中高生に

●ティーンズコーナー

中高生の読みやすい小説などが置いてあります。

●研修室・交流ラウンジ

行事等のない時は、開放しています。読書、調査等にご利用いただけます。

●教科書コーナー

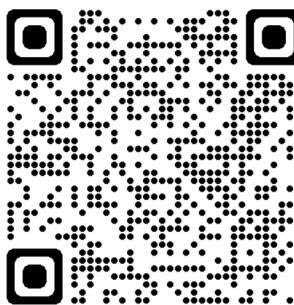
村内で使用されている者だけでなく、多くの教科書を展示しています。

●進学情報コーナー

進学に役立つ情報を掲示しています。

<http://www.tosho.vill.tokai.ibaraki.jp>

図書館の
ホームページは
こちら





相談

●子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」

お問い合わせ

保健センター（健康増進課）☎029-306-2277

保健センター内に、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口「子育て世代包括支援センター（愛称「はぐ♥くみ」）があります。母子保健コーディネーターやマイ保健師が一人ひとりの状況に合わせ、丁寧に対応しています。お気軽にお越しください。

「はぐ♥くみ」妊娠・出産・子育てに関する相談専用ダイヤル

☎029-306-2277

月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く）

母子保健コーディネーター

これからの生活の中で、妊娠や出産、育児について戸惑うことが出てくるかもしれません。ひとりで心配せずに、妊娠・出産・子育てのこと、そのほかにもいろいろな不安や悩みをお気軽にご相談ください。

マイ保健師

お住まいの地区担当の「マイ保健師」が、妊娠中からサポートしています。妊娠後期に「マイ保健師」からお電話をかけさせていただきます。不安や悩みをお気軽にご相談ください。

●育児支援・相談

お問い合わせ

子育て支援課 ☎029-282-1711

家庭においてお子さんが健全に成長・発達していくための養育、その他、家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言指導を行っています。お子さんに関する様々な問題、親御さん自身の育児不安や児童虐待等について、家庭や地域、学校からの相談に応じます。

相談方法

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

※正午～午後1時を除く

来課または電話による相談を受けています。必要に応じて、訪問による相談・助言を行います。

その他の相談

休日・夜間の子育てに関する相談、また児童虐待に関する相談は、下記窓口でも対応しています。

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189（いちはやく）

●茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150

●いばらき虐待ホットライン

（365日24時間対応）

☎0293-22-0293

●母子保健推進員

お問い合わせ

保健センター（健康増進課） ☎029-306-2277

母子保健推進員は、通称「母推さん」と呼ばれています。保健センターで行う母子保健事業にご協力いただくほか、子育てに関する相談に応じています。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

お住まいの地区担当の母子保健推進員を知りたい場合は、保健センターへお問い合わせください。

人数・任期

人数：30 人
任期：2 年

業務内容

- 乳幼児健康診査のお勧めや受付のお手伝い
- 子育てに関する相談活動

●民生委員・児童委員

お問い合わせ

地域福祉課 ☎029-282-1711

住民の皆さんが福祉関係の様々な問題でお困りの際、相談に応じます。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

なお、担当の民生委員・児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。

人数・任期

定員

62 人（うち 3 人は児童の問題を専門に扱う「主任児童委員」です）

任期

3 年（現在の委員の任期は、
令和 4 年 12 月 1 日から
令和 7 年 11 月 30 日まで）

業務内容

援助を必要とする方々の生活状態の把握、相談・援助活動、情報の提供と援助のほか、役場や社会福祉協議会等関係機関への協力を行います。

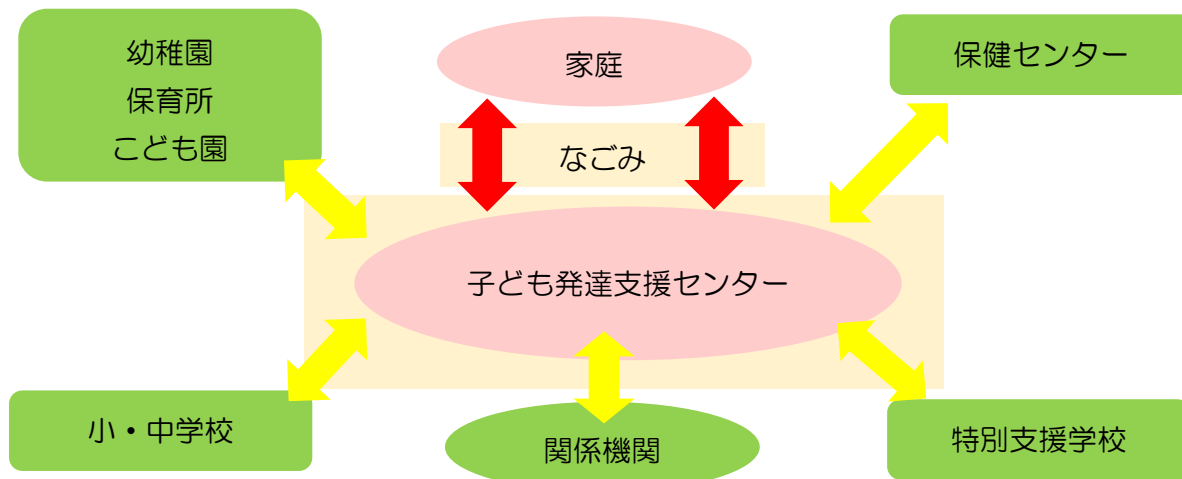
相談方法

担当区域を定めて活動していますので、ご自分の地区担当の民生委員・児童委員に直接ご相談ください。

●子ども発達支援センター

お問い合わせ 子ども発達支援センター ☎029-282-3443

子ども発達支援センターでは、村内在住の子どもの発達に関する相談や支援等を、各幼稚園保育所（園）、こども園、小中学校、関係機関と連携・協力しながら行っています。



対象は

- (1) 村内にお住まいで、お子さんの発達に不安を抱える保護者
- (2) 3歳児健康診査等で、保健センター等から紹介を受けた幼児および保護者
- (3) 幼稚園・保育所（園）・こども園および小中学校から紹介を受けたお子さんおよび保護者
- (4) 幼稚園・保育所（園）・こども園・小中学校の教職員および関係機関職員

このようなことを
しています

- (1) 発達について心配があるお子さんの個々の状態に応じて体を動かしたり、課題に取り組んだりしながら社会的スキルを学んでいきます
- (2) 専門家の指導を受けるお手伝いをします。
- (3) ゲーム、言葉遊びを通して、人のかかわりを育てます。
- (4) 楽しい言葉遊びを通して、正しい発音ができるようにしていきます。
- (5) 保護者の子育てにおける様々な悩みの相談を受けています。
- (6) 「子育て」について困っていること、心配なこと等、どんなことでもお気軽にご相談ください。

気になることは
ありますか？

- ことばがはっきりしない
- ある音の発音ができない
- ことばが遅い
- 人の言うことが理解できない
- 人とのコミュニケーションが難しい
- 名前を呼んでも振り向かない
- 吃音がある
- 落ち着きがなくじっとしていられない
- 身の回りのことが一人でできない
- 手足を自由に動かすことが難しい
- みんなと仲良くしたいのにトラブルになりがち
- 特定の行動を考えに強くこだわる

このようなことや子育て等でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください

スタッフや
相談時間について

- スタッフ
- ・指導員（常勤） 3名
- ・発達支援コーディネーター（月・水・木） 1名
- ・臨床心理士（金） 1名
- ・言語聴覚士（火・水）
- ・発達支援カウンセラー（月2回木曜日） 1名

- 相談時間
- ・月曜日から金曜日
- 午前8時30分～午後5時15分
- （ただし、祝祭日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- 費用はかかりません。
- まずはお電話でお問い合わせください。

村内の地図

※実際の縮尺とは異なります。



索引

あ

赤ちゃん教室	14
赤ちゃん全戸訪問	12
預かり保育	21
育成医療	38
遺児福祉手当	34
一時預かり事業	22
1歳6か月児健康診査	14
いばらき Kids Club カード	8
医療福祉費支給制度	6・18・35・36

か

学童クラブ	25
学校	30
救急	17
休日診療	17
区域外就学	31
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業	39
健康診査	14
健康相談	12・17
公園	40
子育て支援	27
こども園	19・26
子ども発達支援センター	45

さ

産後ママあんしんケア事業	5
3歳児健康診査	14
産前・産後ヘルプサポート事業	5
指定学校変更	30
児童委員	44
児童センター	27
児童手当	13
児童扶養手当	33
就学援助制度	31
出産育児一時金	11
出産・子育て応援ギフト支給	2・3
出生届	9
障害児通所支援事業	39
障害児福祉手当	38
障がい者家族介護用品購入費助成事業	39
障害者等日中一時支援事業	39
奨学金制度	32
自立支援医療	38
身障者等用駐車場利用証制度	7
身体障害者手帳	37
すくすく	20
青少年育成東海村民会議事業	41
精神障害者保健福祉手帳	37
精神通院医療	38
相談	12・17・43

た

多生児等育児支援事業	25
通学路交通安全プログラム	32
転入学	30
転入学	30
東海村心身障害者（児）福祉手当	38
特別支援教育就学奨励事業	31
特別児童扶養手当	38
図書館	42

な

長堀すこやかハウス	27
日常生活用具の給付	39
乳幼児健康診査	14
認可外保育施設	21・24
妊娠届	1
妊婦健康診査	1

は

はぐ♥くみ	43
歯ッピー離乳食教室	14
母と子のサロン	41
ハローベビースクール	4
BPプログラム	28
病児保育事業	23
不育治療費助成	17
ブックスタート	14・42
不妊治療費助成	17
ふるさと少年教室	41
保育所（園）	19・24
放課後児童クラブ	25
母子健康相談	12
母子健康手帳	1
母子・父子家庭家賃助成事業	34
母子保健推進員	44
補装具費の支給	39

ま

マタニティマーク	1
マル福	6・18・35・36
民生委員	44

や

やったん祭	41
養育医療給付制度	11
幼稚園	20・24
予防接種	15・16

ら

療育手帳	37
両親学級	4

施設名	住所	電話番号
東海村役場	東海三丁目 7-1	029-282-1711（代表）
東海村福祉部 子育て支援課	東海三丁目 7-1 庁舎 4 階	029-282-1711（代表）
東海村福祉部 住民課	東海三丁目 7-1 庁舎 1 階	029-282-1711（代表）
東海村福祉部 保険課	東海三丁目 7-1 庁舎 1 階	029-282-1711（代表）
東海村福祉部 健康増進課 （保健センター）	村松 2005	029-282-2797
子育て世代包括支援センター 「はぐ♥くみ」※保健センター内	総合福祉センター「絆」内	029-306-2277
東海村福祉部 総合相談支援課 （相談支援センター）	村松 2005 総合福祉センター「絆」内	029-287-2525
東海村立図書館 （東海村教育委員会 生涯学習課）	船場 774-5	029-282-3435 029-282-3416
東海村教育委員会 学校教育課	東海三丁目 7-1 庁舎 4 階	029-282-1711（代表）
東海村子ども発達支援センター （東海村教育委員会 指導室）	舟石川駅東三丁目 9-33 2 階	029-282-3443
児童センター	村松 2005 総合福祉センター「絆」内	029-306-1017
ファミリー・サポート・センター 「すくすく」	東海村 2005 総合福祉センター「絆」内	029-283-4538
青少年センター （東海村教育委員会 生涯学習課）	村松 768-38 歴史と未来の交流館内	029-287-0851
中央公民館 （東海村教育委員会 生涯学習課）	船場 768-15	029-282-3329
長堀すこやかハウス	村松 2116-1	029-283-3664
百塚保育所 （百塚保育所地域子育て支援センター）	豊岡 1829-3	029-282-2949 029-270-5660
とうかい村松宿こども園	村松 3370-1	029-282-3700 029-282-3701
舟石川保育所	大山台二丁目 17-39	029-282-4792
けやきの杜保育所	東海三丁目 7-2	029-212-7083
みぎわ保育園	須和間 1299-4	029-282-3380
みぎわ幼稚園	須和間 1296-4	029-282-9155
チューリップ保育園	船場 784-4	029-282-3158
おおぞら保育園	村松 2822-1	029-287-3535
サンフラワーこどもの森保育園	船場 718-3	029-287-7111
さちのみ認定子ども園	石神内宿 2330-3	029-212-5057
おーくす船場こども園	船場 592-1	029-352-3680
キララ東海ナーサリー	舟石川駅西三丁目 6-28 秋葉マンション 1 階	029-212-6571
オリヴィエキッズルーム	舟石川 667-1	029-219-4472
村松幼稚園	村松北一丁目 4-1	029-282-2867
石神幼稚園	石神外宿 945	029-282-3100
舟石川幼稚園	舟石川 453	029-282-2962
須和間幼稚園	須和間 440	029-282-4631
東海村病児・病後児保育施設 るびなす	東海村村松 2081-2	029-283-3522

東海村デマンドタクシー「あいのりくん」のご案内

電話予約等によりご自宅や指定場所から目的地まで送迎する乗り合いタクシーです（村内のみ）。

下記の方は、1回あたり1人100円で乗車できます。（通常利用料金300円）

- ・6歳児未満（単独乗車不可）及び同乗する保護者

※保護者は1名に限ります。

- ・身体障害者、精神障がい者、知的障がい者及び要介護認定者

ご利用については、東海村ボランティア市民活動センター☎029-283-4538

または、役場産業政策課☎029-282-1711（代表）にお問い合わせください。

とうかい子育て総合ガイドブック

発行：令和5年4月1日

東海村福祉部健康増進課（保健センター）

〒319-1112

茨城県那珂郡東海村村松 2005

総合福祉センター「絆」内

☎029-306-2277

※この冊子に掲載されている情報は令和5年4月1日現在の情報です。

詳細は、各施設や機関にお問い合わせください。

ホームページでは随時更新した内容が閲覧できます。

東海村子育て支援ポータルサイト「のびのび子育て帳」

